令和元年度第2回(仮称)箕面市手話言語及び多様な意思疎通のための 手段の利用促進条例部会

会議名:令和元年度第2回(仮称)箕面市手話言語及び多様な意思疎通のため

の手段の利用促進条例部会

日 時:令和元年10月4日 18時30分~20時30分

場 所:ささゆり園 プレイルーム

出席者:部会員8名、事務局3名

傍聴者:6名

協議内容:下記のとおり

冒頭

• 配布資料確認

- 障害福祉室長挨拶
- 委員改選の説明
- 部会長の指名

部会長は引き続き新井構成員に決定

【案件1】前回の振り返りについて

- ◆資料1及び聴力障害者協会との懇談について事務局から説明。
- ◆赤塚部会員から手話言語法について説明。

【案件2】条例の条文構成等について

◆資料2、3、4について事務局から説明。

(意見)

「手話は言語である」と伝える重要性と、条例を2つに分ける必要性とが結び つかない。

(意見)

多様なコミュニケーションと手話言語を1本の条例にすることが間違っており、「手話は言語である」という認識が市民に普及していない状況で、条例を1つにまとめると、手話は単なるコミュニケーション手段であるという勘違いが起こる。条例を2つに分けることで「手話は言語である」という意義が深く伝わる。

(意見)

知的障害者と働く中で、いろいろなコミュニケーション手段が発生するが、それはその人の生活や価値観によって形成されたコミュニケーション表現であ

る。手話だけが文化や言語としての意味を持っているのではなく、多様なコミュニケーションの様々な瞬間に、文化や言語としての意味が発生していると思う。

また、現状の条例案の施策に関する条文では、手話言語を具体的に書き、多様なコミュニケーションは非常に抽象的な表現をすることで、内容的なバッティングを避けていると思う。手話だけ条例を分けると、コミュニケーション条例に「多様なコミュニケーション」の定義を書く場合、「手話以外の多様なコミュニケーション」等と表現することになってしまう。

(意見)

今の意見は当事者ではない人の意見である。全体主義的な考え方に違和感がある。多様性、個人個人を尊重することを大事にすべきである。当事者ではないので本当の気持ちがわからない。条例をはっきりと分けるべきである。

(意見)

今検討している条例は箕面市の条例である。手話を使う障害者は当事者だが、 手話を使わない障害者、またそれぞれを支援する人も当事者であり市民である。 市民の意見を無視した条例はありえない。広くいろいろな人の意見を集めて作っていく必要がある。

(意見)

条例を2つに分けることで整合性がとれないならば、どの様に整合性を取るか 議論することが大事である。表現を工夫すれば問題なく分けられると思う。

(意見)

整合性をとり、当事者を「手話を使う人」だけでなく「市民全体」と考えるなら、1本化のほうが前に進むのではないか。

(意見)

条例を2つに分けたほうが、市民としてもはっきり何が書かれているかがわかると思う。

(意見)

条例を2つに分ければ手話に関する条例は手話について関心のある人しか読まなくなり、市民全体に理解してもらうという思いから離れてしまうのではないか。

今の条例案で分かりにくい部分は今後分かりやすくすれば良い。分かりやすさ と条例を分けることは別で、分けたら分かるということではない。

(事務局)

手話を含めた、様々な障害者のコミュニケーション手段に具体的な支援策を作 ろうと考えたのが本部会の始まりである。手話言語条例を単独で制定した場合、 多様なコミュニケーション条例と重複する部分が出てしまう。これを解決する ために、明石市の条例を参考として今の案に至っている。1つの条例で手話を 含めた様々なコミュニケーション支援を総合的に考えたいという思いは変わ っていない。

条例の内容が薄いならば、何を補強するか考えたい。条例制定後の施策推進の場について議論できていないことは課題である。

(意見)

1つの条例にするという意見は、手話についてまだ十分に理解がされていない証拠かと思う。2つに分ける自治体のほうが多く、制定後もスムーズに進んでいる。実際に自分の目で他の市町村の様子をしっかり見てもらいたい。国連の障害者権利条約に手話は言語であるとはっきり定められており、日本もそれを批准した。条例を2つに分ければそれが伝わる。手話言語と多様なコミュニケーションは違う。

(意見)

論点がお互いにかみ合わないので、内容が深まらない。

(意見)

手話言語条例とコミュニケーション条例、それぞれの部会を分けて協議するのがスムーズかと思う。このままでは変わらないのではないか。

(意見)

部会を分ける場合の構成メンバーはどのようになるのか。

(意見)

今の部会員全員がメンバーでよい。今日は手話言語条例について、今日は多様なコミュニケーションについてなど、話すテーマを決める。多様なコミュニケーションについて深めていく議論ができておらず、抽象的な意見が多いと思う。 (意見)

多様なコミュニケーションではなく、手話言語について議論ができていない。 我々の理解が届いていないのはやはり手話言語のため、理想的な形やこれだけ は書きたいという内容を知った上で、条例を1本2本どちらにするのか考えてい きたい。

(意見)

大阪府の手話言語条例が比較的抜きん出ていると聞く。教育のことも書かれており、「こめっこ」という手話言語を獲得するための授業も行われている。

(意見)

手話言語を条例化する上で何が足りないのか、何を目指すのかを次回のテーマにしたい。

(意見)

他市の手話言語条例のうちベストな条例を集めて共通認識し、今の条例案との

差をどう埋められるのか。致命的に埋まらないのか、埋める方法を考えていくのか。時間はかかると思うが議論していきたい。

(事務局)

大阪府の他にも部会員が推薦する条例があれば、その具体的な推薦のポイントも含めて情報提供いただきたい。

(意見)

推薦する条例を調べて持ってきたい。コミュニケーション条例も、様々な案や 例を出してほしい。

(意見)

次回に両方の条例を扱うのは時間的な制約もあるため、コミュニケーション条例の収集、比較はその次の回でどうか。

(意見)

両方の条例を持ってきてほしい。それぞれで考えたい。時間が足りない場合は 次の部会でもいい。

(意見)

誤解があるのではないか。

(意見)

条例案が出来上がったが、手話言語条例を分けるべきだと主張されたため、皆 で手話言語条例を学習しようと言っている。

(意見)

ろう者の歴史は去年に説明し、その後議論しても平行線のままである。勉強するのはよいが、その後2本化に納得してもらえるかが疑問である。一緒にするからややこしく、足の引っ張り合いになる。どうして1本化が必要なのかがわからない。市民全体のためと言うなら、条例の必要な背景など、もっと詳しく話していきたいと思う。

【案件3】次回の案件について

(事務局)

次回は手話言語条例に特化し、推薦する条例をもとに学習する。